

＜国民年金の被保険者について＞

種別	要件			適用除外
	国籍	国内居住	年齢	
第1号被保険者	不問	必要	20歳以上 60歳未満	・老齢給付等の受給権者※2 ・特別の理由がある者※1
第2号被保険者		不問		・65歳以上の老齢給付等の受給権者※2
第3号被保険者 ※4		原則必要 ※3	20歳以上 60歳未満	・特別の理由がある者※1

※1	・日本の国籍を有しない者であつて、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う者
	・日本の国籍を有しない者であつて、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行う者
	これらの者は適用を除外すべきものとして厚生労働省令(国民年金法施行規則第1条の2)に規定されているもので、第1号及び第3号被保険者の対象者にはしないとされています。
※2	障害(障害基礎年金)又は死亡(遺族基礎年金)を支給事由とする給付を受けることができる者については、除外されません。
※3	① 外国において留学をする学生 ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者 ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ④ 第2号被保険者が外国に赴任している間に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であつて、②に掲げる者と同等と認められる者 ⑤ ①から④に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
	上記の①から⑤までの者についても例外的に、第3号被保険者として認定される旨厚生労働省令(国民年金法施行規則第1条の3)に規定されています。そして、これらの者も含めて、主として第2号被保険者の収入によって生計を維持する者を「第3号被保険者」としています。
※4	障害(障害基礎年金)又は死亡(遺族基礎年金)を支給事由とする給付を受けることができる者については、除外されません。また、老齢給付等の受給権者についても「第3号被保険者」から除外されません。

＜国民年金の任意加入被保険者について＞

種別	対象者		目的	取組可能な事項及び制約事項	
任意加入被保険者 (原則) ※この被保険者期間は第1号被保険者としての被保険者期間とみなされます	65歳未満の者	次の①から③までのいずれかに該当する者 ①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付等の受給権を有する者(つまり、第1号被保険者から除外されている者)⇒右欄の目的② ②日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 ③日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者(つまり、在外邦人)	①受給資格期間を満たすこと ②年金額を増やすこと	・死亡一時金に係る規定が適用される ・保険料免除に係る規定は適用されない ・繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は任意加入被保険者になることができない ・日本国内に住所を有する者が任意加入被験者になる旨の申出を行う場合には原則として、保険料の支払方法として、口座振替を希望する旨申出をしなければなりません。	・付加保険料を納付することができる
任意加入被保険者 (特例) ※この被保険者期間は第1号被保険者としての被保険者期間とみなされます		次の①から③までのすべてに要件を満たす者 ①昭和40年4月1日以前に生まれたこと ②老齢給付等の受給権を有しないこと⇒原則の任意加入被保険者が65歳に達しても、老齢給付等の受給権を有しない場合は自動的に特例の任意加入被保険者に移行することになります ③次のいずれかに該当すること ・日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者 ・日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の者(つまり、在外邦人)	①受給資格期間を満たすこと		・寡婦年金に係る規定は適用されない